

# フロー・チャートを使って学ぶ会計実務 第23回 「外貨建有価証券の評価」

(※外貨建有価証券の評価に関する全ての論点を取り扱っているわけではありません。)

## (1) 通常時の評価

原則として、取得原価をもって貸借対照表価額とする。決算時の為替相場で換算し、為替差損益として会計処理する。

ただし、債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法(利息法又は定額法)に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としなければならない。

償却原価法を適用する場合、償却額に係る円換算額と換算差額は以下のように会計処理する。

償却額の円換算額	① 償却原価法の適用による外貨建ての当期償却額は、期中平均相場により円換算し、利息の調整項目として処理する。
換算差額	② 為替相場の変動に基づく当期の換算差額は、以下の(i)(ii)の順に計算し、為替差損益として処理する。 (i) 外貨建ての償却原価法に基づいて算定された価額(償却原価)を決算時の為替相場により円換算した額から取得時(当期取得の場合)の帳簿価額又は前期末の貸借対照表価額を控除する。 (ii) (i) から上記①で算定した額を控除する。

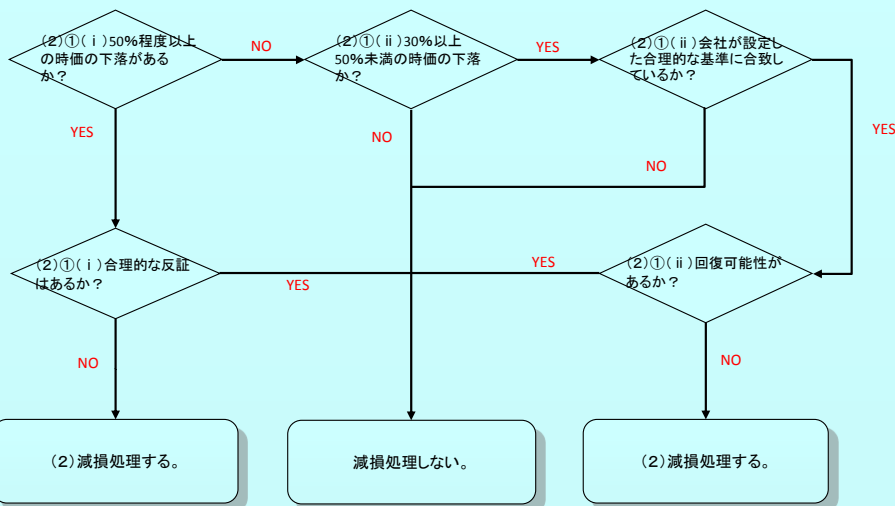
(2) 時価があるか?

NO

YES

## (2)①時価のある外貨建満期保有目的の債券の減損

外貨建有価証券の場合、「著しく下落した」かどうかは、外貨建ての時価(又は実質価額)と外貨建ての取得原価とを比較して判断する。そして、減損処理を行った場合、外貨建ての時価を決算時の為替相場により円換算し、この場合に生じる換算差額は、為替差損益ではなく、当期の有価証券の評価損として処理する。



## (2)②時価を把握することが極めて困難と認められる外貨建満期保有目的の債券の減損

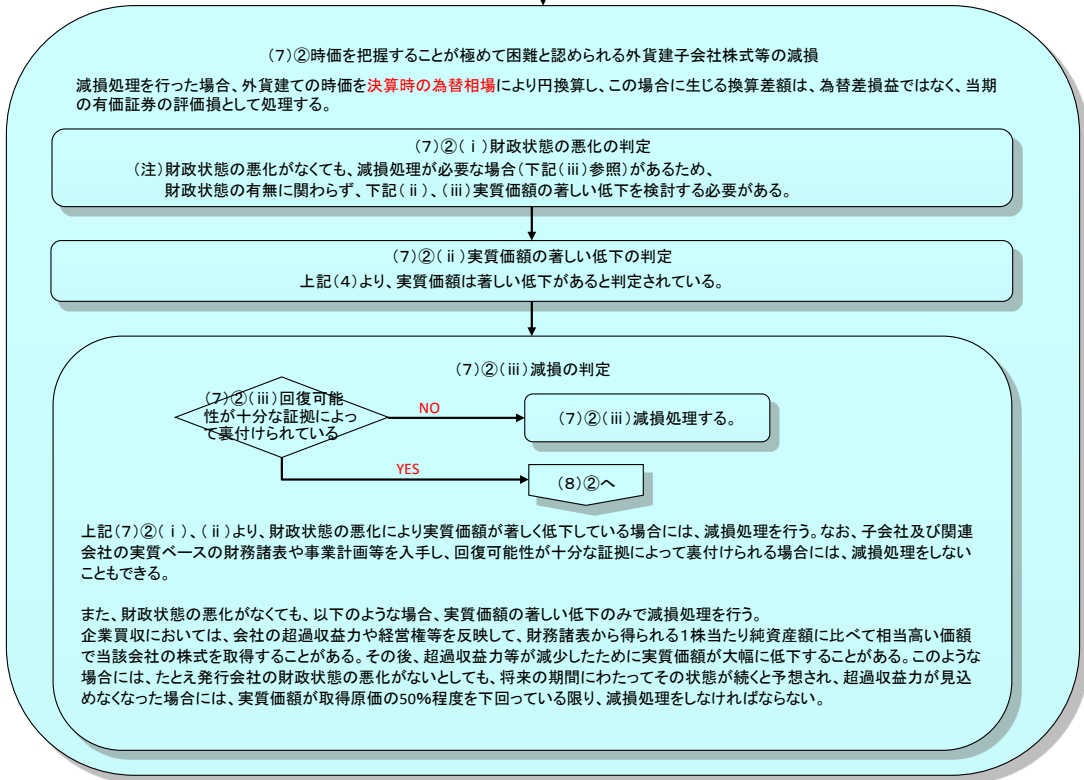
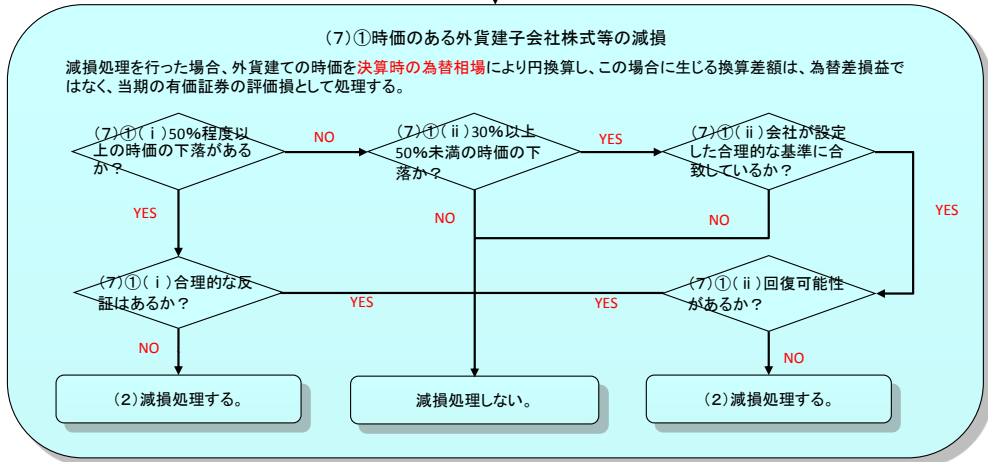
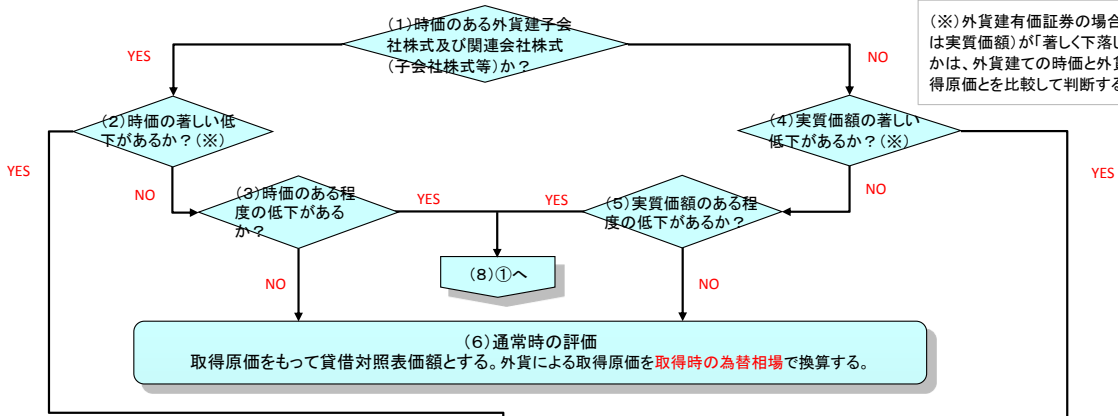
時価を把握することが極めて困難と認められる外貨建満期保有目的の債券の貸借対照表価額は、債権の貸借対照表価額に準ずるとされている。償却原価法を適用した上で、債権の貸倒見積高の算定方法に準じて信用リスクに応じた償還不能見積高を算定し、会計処理を行う。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められる外貨建その他有価証券(債券)を期末時の為替相場で換算(換算差額は為替差損益)した上で、償還不能見積高を算定する。

【STEP1】 外貨建満期保有目的の債券の評価

# フロー・チャートを使って学ぶ会計実務 第23回 「外貨建有価証券の評価」

(※外貨建有価証券の評価に関する全ての論点を取り扱っているわけではありません。)

(※) 外貨建有価証券の場合、時価(又は実質価額)が「著しく下落した」かどうかは、外貨建ての時価と外貨建ての取得原価とを比較して判断する。



上記(7)②(i)、(ii)より、財政状態の悪化により実質価額が著しく低下している場合には、減損処理を行う。なお、子会社及び関連会社の実質ベースの財務諸表や事業計画等入手し、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合には、減損処理をしないこともできる。

また、財政状態の悪化がなくても、以下のような場合、実質価額の著しい低下のみで減損処理を行う。  
企業買収においては、会社の超過収益力や経営権等を反映して、財務諸表から得られる1株当たり純資産額に比べて相当高い価額で当該会社の株式を取得することがある。その後、超過収益力等が減少したために実質価額が大幅に低下することがある。このような場合には、たとえ発行会社の財政状態の悪化がないとしても、将来の期間にわたってその状態が続くと予想され、超過収益力が見込めなくなった場合には、実質価額が取得原価の50%程度を下回っている限り、減損処理をしなければならない。

- (3)より
- (5)より
- (7)②(iii)より

(8)①② 投資損失引当金の計上を検討する。

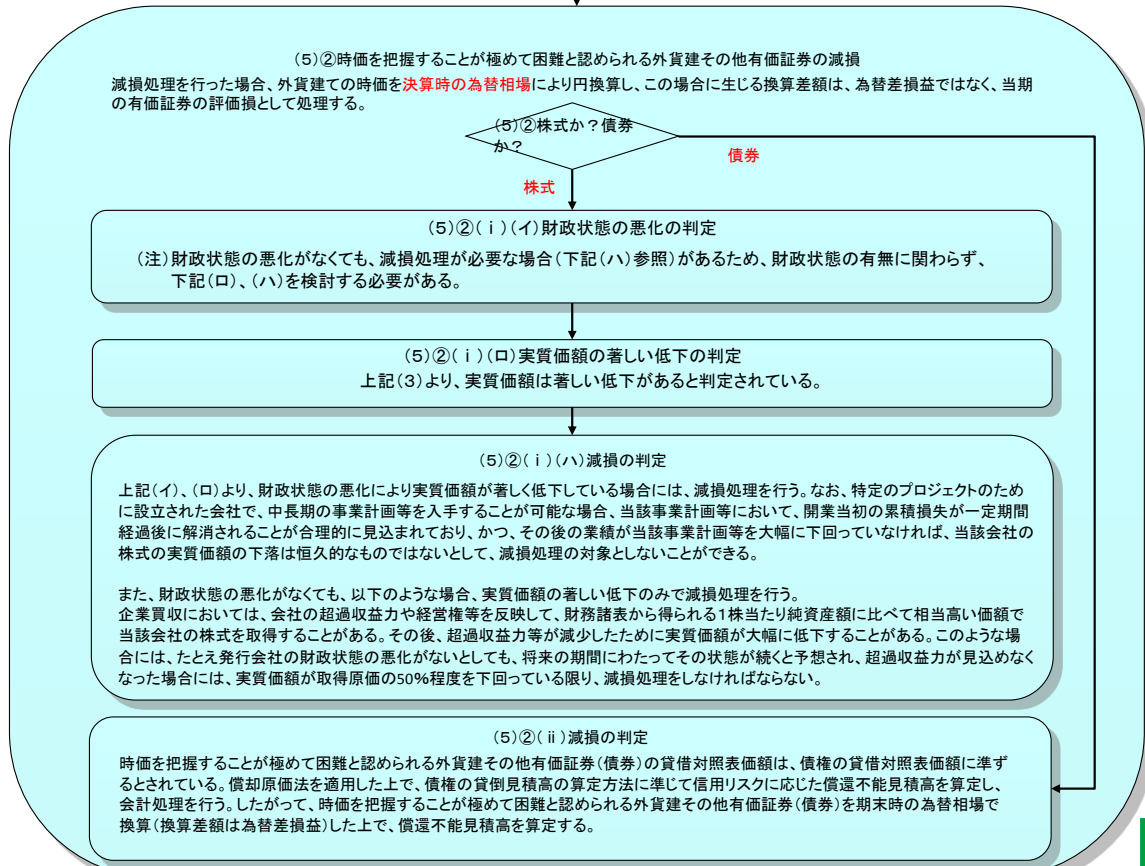
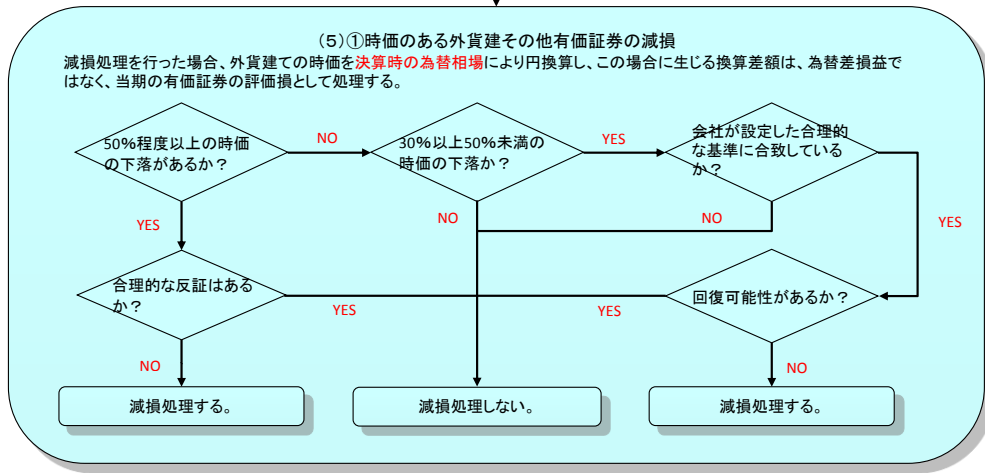
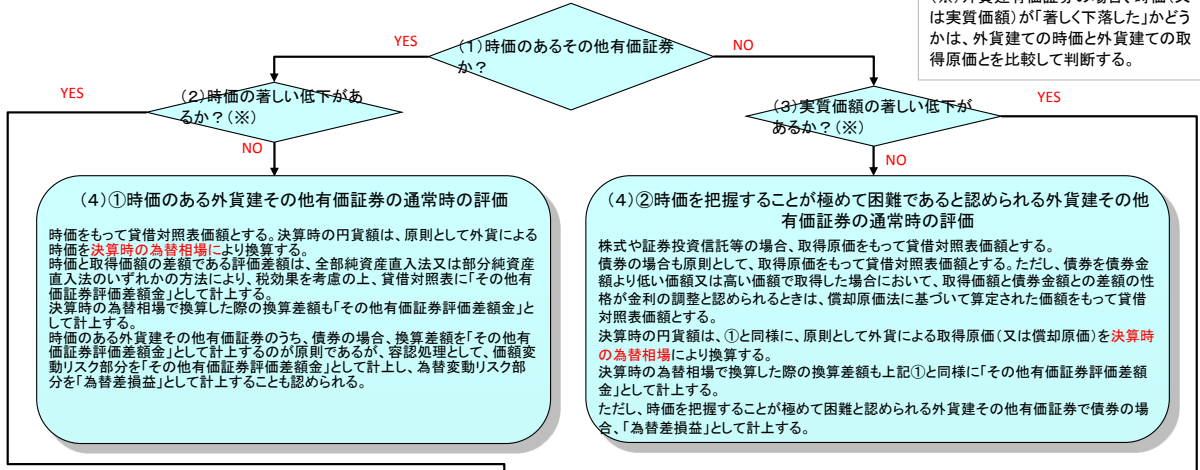
【STEP 2】 外貨建子会社株式及び関連会社株式の評価



フロー・チャートを使って学ぶ会計実務 第23回 「外貨建有価証券の評価」

(※外貨建有価証券の評価に関する全ての論点を取り扱っているわけではありません。)

(※)外貨建有価証券の場合、時価(又は実質価額)が「著しく下落した」かどうかは、外貨建ての時価と外貨建ての取得原価とを比較して判断する。



【STEP3】 外貨建その他有価証券の評価